

2021年実施(2020年度分)登録水先人養成施設外部評価シート

2021年9月に学識経験者及び同行委員が水先教育センターを訪問し記入

(一財)海技振興センター

分類	評価項目	水先教育センター養成計画実施状況報告書の概要	2019年度 評価結果	2020年度 評価結果	学識経験者及び同行委員コメント	資料					
						実施報告書	参考資料一覧				
1	教育センターの水先人養成教育の理念と使命	1.1 理念	教育センターは、現役水先人が主体となり、水先修業生を教育する組織形態とし、質の高い、優秀な水先人を育成し、もってわが国海運の安全、かつ効率的な発展に資すること。								
		1.2 使命	1) 質の高い、水先人としての専門知識を教授すること。 2) 高質化、かつ均質化された標準的な操船技術を教授すること 3) 知識・技能が効率よく習得できる教育方法を採用し、それを可能とする設備、環境を整備すること 4) 日本水先人会連合会(以下、連合会という)、水先人会及び水先人と連携を密にし、より良い教育内容・方法を構築すること。			デジタル化・オンライン化を推進する。	P1				
		1.3 PDCAサイクル	水先人養成課程においては、共通教育及び個別教育の全期間を通して、PDCAサイクルを有機的に機能させ、水先人養成体制、水先人養成過程の指導要領(以下、指導要領という)及び授業計画、並びに教育訓練の評価基準等の適正な維持、改善を図る。			修業生の出身母体が多様化しており、能力格差も大きいため、採用の段階で厳しく選別をすることや資質・適性に問題があれば、進路変更の機会を設けると共に、退学勸奨制度を取り入れるなどの対応が必要となる。					
		1.4 関係規程等	教育センターは、次の規程等に基づき水先人養成教育を実施する。 1) 登録水先人養成施設事務規程 2) 登録水先免許更新講習事務規程 3) 登録水先人養成施設管理者研修実施規程 4) 登録水先人養成施設講師研修実施規程 5) 登録水先免許更新講習管理者研修実施規程 6) 登録水先免許更新講習講師研修実施規程 7) 海技教育機構組織規程 8) 海技教育機構教育規程 9) 海技大学校幹部会規程 10) 水先教育センター運営会議規程 11) 水先教育センター評価会議規程 12) 登録水先人養成施設実施要領 13) 登録水先免許更新講習実施要領 14) 海技教育機構技術教育科船舶運航実務課程水先コースの取扱いに関する達 15) 海技教育機構課等の内部組織規程 16) 海技教育機構非常勤職員就業規則					P2	別紙②～④参照		
		2.1 教育センターの体制	教育センターは、教育センター長(以下、センター長という)を中心とする現役水先人が主体となって運営し、水先養成教育に携わる講師を次の通り配置した。 1)水先実務教育 経験豊富な現役水先人 2)学術的専門分野 海技大学校教授等(以下、教授等という) 3)水先関連業務 各業務に精通した学識専門家(以下、学識専門家という)	1) 水先人講師 センター長は、五大水先区(東京湾、伊勢三河湾、大阪湾、内海及び関門)より現役水先人講師の派遣を受けるに当たり、連合会と連絡を密にして、講師としての確かな者を確保するとともに、複数免許取得者の増加や水先免許更新講習の増加に鑑み8人体制を維持した。 ・センター長 1名 ・副センター長 1名 ・水先人講師 6名 2) 事務職員等 ・事務職員 3名(海大2名、海技振興センターから出向1名) 日常業務に加え、シラバスの改訂・整理に素早く対応でき、業務全般の充実を図ることができた。 ・オペレータ 4～7名 臨時増員を含め十分な員数になったことにより、操船シミュレータ訓練(以下、SMI訓練という)の充実・効率化を図ることができた。			水先人講師については、欠員を出すことなく、計画的に配置されている。			別紙②参照	
		2.2 水先人講師	1) 水先人講師の要件 ・五大水先区(東京湾、伊勢三河湾、大阪湾、内海及び関門)の水先人に所属し、当該水先区の水先業務に精通した現役一級水先人。 ・水先法第15条第1項第2号の規定に適合した水先人 2) 任期及び交代 ・任期は原則1年以上(2年またはそれ以上が望ましい)、交代時期は毎年2月及び8月とし、約2週間の引継ぎ期間を設けることとした。 ・2週間の新旧講師間による引継期間を設けることにより、業務の円滑な移行を図り、新任講師の修業生への講義の準備等を充実させている。 3) 水先人講師となる者の研修 水先人講師となる者は次の研修を受講しなければならない。 ・「登録水先人養成施設実施要領」に定める講師の研修 ・「登録水先免許更新講習実施要領」に定める講師の研修 センター長は、当該研修に当たり、新任講師に対して、指導要領に記載された水先人養成の理念と使命、教育訓練の基本方針、シラバス、講師の業務内容、講師に求められる資質・心構え等について説明し、水先人講師としての矜持と自覚を保持するように促した。			EA	EA				
		2	教育センターの水先人								

チェック項目

分類	評価項目	水先教育センター養成計画実施状況報告書の概要	2019年度 評価結果	2020年度 評価結果	学識経験者及び同行委員コメント	資料		
						実施報告書	参考資料一覧	
入 養 成 体 制	2.3 講師と担当科目	1) 水先人講師 水先人講師は、次の2)項及び3)項に掲げる教授等及び学識専門家が担当する科目以外の全ての科目を担当した。	EA	EA	○オンデマンド方式やe-learning方式による成績評価方法の検討が必要。 ○水先人講師が分担して、カリキュラムに定められた内容を確実に教授している。	P3		
		2) 教授等 次に掲げる科目を教授等が担当する。 ・「法規」 ・「航海機器」 ・「気象・海象」 ・「実用水先英語」 ・「リスクマネージメント」 ・「水先業務(2)」 ・「乗下船安全」				EA	P4	別紙③参照
		3) 学識専門家 次に掲げる科目を学識専門家が担当する。 ・「水先業務(1)」 ・「法規」 ・「航海機器」 ・「気象・海象」 ・「操船性能」 ・「操船実務」 ・「海難事例研究」 ・「リスクマネージメント」 ・「海運実務」 ・「港湾計画」 ・「水先業務(2)」 ・「乗下船安全」				EA	P4	別紙④参照
3	水先人養成教育の基本方針	3.1 修業生に対するオリエンテーション 第1章に掲げた水先人養成教育の理念と使命を達成するために、教育センターの教育訓練の基本方針を以下の通りとした。	EB	EB	○修業生の出身母体が多様化しており、能力格差も大きい。採用の段階で厳しく選別をすることや資質・適性に問題があれば、進路変更の機会を設けるとともに、退学勧奨制度を取り入れるなどの対応が必要となる。 ○(修業生に対する進路変更の機会を勧奨する制度については)検討中につきB。	P5		
		3.2 教育訓練の標準化、均質化及び教材の整備 水先人講師は、教育訓練に当たっては、指導要領に収録されているシラバスの科目ごとの「教育訓練の目的」、「教育訓練計画」、「授業等の進め方と留意点」等を常に確認しながら授業を進め、教授内容にバラつきが生じないように、教育訓練の標準化、均質化を徹底した。 各講師は、担当する講義、演習等に使用する教材の整備に努めた。 これに加えて、PPU(3種類)の原理、使用方法、利点及び欠点等について、昨年度より水先人講師が講義を実施することとした。	EA	EA	OPPUの利用を促進する。 ○シラバスに定められた授業の目的、進め方を確認しながら適切に授業が行われている。	P5		
		3.3 年間授業計画の策定 1) 年間授業計画 センター長は、水先人養成標準カリキュラム(以下、カリキュラムという)に基づき、共通教育の水先実務に係わる座学及びSIM訓練を実施し、また、個別教育においては、指導水先人による座学・SIM訓練・水先実務修習を実施するよう計画した。 2) 水先人国家試験対策 センター長は、水先人国家試験(筆記試験)が毎年6月中下旬(本年度は7月下旬)に実施されることを念頭に置き、修業生の入学から試験までの前半に直接関係する講義を集中するよう計画し、後半に演習及び小テストを繰り返す授業計画を策定した。 その結果、今年度は新規一級～三級41名のうち39名が本試験を合格し、1名が追試験合格した。しかし、1名が追試験も不合格となった。 センター長は、水先人講師から所属水先区の担当講師を選定し、個別教育を実施する各水先人会の教育担当者との連絡窓口としている。	EA	EA	年間授業計画はコロナ禍の状況に応じて柔軟に対応できた計画となっており、カリキュラムに定められた内容を網羅できている。	P5	別紙⑤参照	
		3.4 個別教育担当講師の指名	EA	EA		P6		
		3.5 「評価判定法」による公平、公正な評価 教育センターは、共通教育及び個別教育における修業生の評価に当たっては、指導要領及びシラバスに定められた「評価対象」により公平、公正に修業生を評価した。	EA	EA	SIM訓練の評価は3段階評価となっているが、昨今、修業生の習熟度にばらつきがあることから、習熟度に応じたより細かい指導が必要となっており、そのためには段階数を増やす必要がある。	P6		
		2) 個別教育 個別教育の修了判定は、水先人会の合議体による(仮)認定に基づき、運営会議にて審議した。	EA	EA				
		3.6 修業生のモチベーションの維持 教育センターは、修業生が長期にわたる養成期間を通してモチベーションを維持し、自主性、自立性を高められる教育環境を整えるとともに、座学と訓練等を適宜織り交ぜて、メリハリの利いた授業計画を策定して教育訓練の高質化、均質化を図った。	EB	EB				
		3.7 運営会議 水先教育センター運営会議規程に基づき、修業生の募集、共通教育及び個別教育の修了判定、養成課程の修了判定等、年度を通じ逐次開催され、今年度は16回開催した。	EA	EA			別紙⑦参照	
3.8 評価会議 水先教育センター評価会議規程により、今年度の水先教育の実施状況に関して自己点検・評価を行うため、評価会議(新型コロナウイルス禍により書面審議)において、教育センターが作成した「令和2年度水先教育センター養成教育実施報告書」(案)を審議した結果、原案通り承認された。	EA	EA						

分類	評価項目	水先教育センター養成計画実施状況報告書の概要	2019年度 評価結果	2020年度 評価結果	学識経験者及び同行委員コメント	資料			
						実施報告書	参考資料一覧		
	3.9	養成支援体制		EA	EA		P7	別紙⑧参照	
4	4.1	教育訓練の実施にあたり留意すべき事項 年間の養成計画は、新規養成課程を主軸とし、その合間に進級養成課程及び複数養成課程並びに水先免許更新講習を適宜配置した。	1) 水先人講師の交代 令和2年8月2名及び令和3年2月に1名、合計3名が交代した。 3名の新任講師は、所定の講師研修を受けた後、担当する座学及びSIM訓練に関する新・旧講師間の引継ぎを確実にし、教育センターの業務遂行に遺漏がないようにした。	EA	EA				
			2) 水先養成教育に関するアンケートの実施 昨年度修了者を対象に「水先養成教育に関するアンケート」(以下、修業生アンケートという)を実施し、改善策等、幅広い意見を得た。改善策等詳細は、4.4項「共通教育」。 今年度についても、共通教育及び養成課程の修了時に「修業生アンケート」を実施し、意見、要望を聴取した。	EA	EA	養成教育に関し、不断の改善、向上を図るためにも、実際に修業を修了した者の幅広い意見を聴取することは重要と史料する。全てに対応する必要は無いが、講師も含め情報共有し、今後の養成教育に生かしていけるよう期待する。		別紙⑨参照	
	4.2	水先人養成課程	別紙⑩参照					別紙⑩参照	
	4.3	商船乗船実習 (新規三級のうち乗船履歴のない者対象) 商船乗船実習中の動静(実習引受船社名・船名・船種・乗下船地及び年月日・乗下船予定・通算乗船履歴等)は、海技振興センターが把握しており、適宜、「水先修業船員動向票」により情報が入る仕組みになっている。 今年度における動静は次の通り。	1) 11期生6名は、平成30年10月から実習を開始し、令和2年9月30日に修了したので、10月1日から乗船履歴を有する13期生(7名)とともに、共通教育を開始した。			EA	水産系(漁船や中積船)乗組員への対応を考えるか。		
			2) 12期生4名は、令和元年10月1日に海技大学校に入学し、当日、教育センター及び海技振興センター双方からオリエンテーションを受けた後、教育センターから、実習の教科書、乗船実習後に提出すべき「教育課題8項目」を与え、順次実習中である。 しかしながら、内1名は実習途中の令和2年3月5日に外地にて下船して自主退学したが、更に1名が1隻目の実習終了後の令和2年9月10日に沖縄にて下船して令和2年10月31日に自主退学することとなった。	EA	EA	○下船した数名について、それぞれ個別事情を伺えば、やむを得なかったものと史料するが、船社の協力も得られているのである。引き続き、乗船実習前に可能な限り修業生の適性等を見極める努力を続けられるようお願いしたい。 ○水産系学校卒業生は商船系と比べ商船知識が少ないことから、商船乗船実習が負担になっているとのことであるが、これらの者に対する別プログラムの要否については、今後の状況をもう少し見る必要がある。商船乗船実習を中断したい者に対するフォローアップを誰がどのようにして行うか、その仕組み作りについて検討の余地がある。	P7/P8	別紙⑰参照	
			3) 13期生3名は、令和2年10月1日に海技大学校に入学し、12期生と同様実習中である。しかしながら、内1名は実習途中の令和3年1月21日に諸事情により外地にて下船し、再実習のため待機となった。			EA	パワハラやセクハラについて指導・注意することが必要。		
	4.4	共通教育 昨年度実施の「修業生アンケート」による意見等を教育センターの講師会議で検討した結果を反映し、今年度において以下の改善を図った。	1) 講義の時期及び講義内容の改善 ・「実用水先英語」 英語力の強化を図る観点から、令和元年より引き続きTOEIC-IPテストを受検させることとした。 また、国家試験(口述試験)に備えて、SIM訓練時間外を利用し、英語担当教員による各人15分程度の口述模擬試験を行った。 ・「航海機器」、「気象・海象」 学識専門家の所属会社の宣伝や紹介に割られる時間が目立つとの指摘があったので、その是正を昨年度開始前に申し入れ改善されている。 ・「操船実務(タグボート概論)」 より実務的・実技的な内容を盛り込んで、充実すべきであるという指摘があり、今年度、実情を調査した結果、少数意見であることから昨年同様の内容でお願いした。 ・「海運実務」 昨年度6月24日に実施した日本船主協会経由の邦船3社担当者による講義は、国家試験後であり好評につき、今年度も筆記試験終了後に実施することとしていたが、新型コロナウイルス禍の影響で時間割が組めず筆記試験前に実施した。 ・「海難事例研究」 海難事例研究の講義は筆記試験の参考になると好評につき、今年度も筆記試験前に実施した。	EA	EA			P8	別紙⑤参照
			2) 教材の改善 「港則法の解説」は最新の法規に適合していないとの指摘があり、今年度改訂版が発行されたため、最新の法規に適合した改訂16版を支給した。また、「海上交通安全法の解説」も改訂14版が発行されたため、あわせて支給した。 「操船実務」の参考資料および「通信・連絡」の教材について、水先講師による内容の見直しを行い、アップデート版を配布した。	EA	EA			P9	別紙⑩参照
3) 共通教育のSIM訓練の改善 2年目となる講師が1年間の経験を元にSIM訓練を見直し、ブリーフィング・デブリーフィングを充実させ、修業生に対して予習・復習に積極的に取り組むよう指導した。 また、今後の訓練計画に生かせるよう訓練記録も一新し、SIM訓練は計画通りの内容をより充実して行うことが出来た。			EA	EA	水先人養成については、SIM訓練が重要な役割を占めており、日々訓練を改善し、質を向上させることが不可欠である。その点、講師陣が訓練の都度、シナリオを見直したり、景観ソフトの改善提案をしていることは評価できる。	P9			
4.5	個別教育	1) 個別教育 カリキュラムに定められた期間、教育内容について、9月23日から各水先人会において適切に実施された。 なお、コンパクト型シミュレータが装備されていない中小水先区におけるSIM訓練は、各水先人会会長からの要請により、6中小水先区の一級水先修業生5名及び一級進級修業生1名は、令和2年10月12日～14日に教育センター、二級修業生1名は令和2年10月21日～令和3年4月12日の間に適宜関門水先区のシミュ			EA		P9	別紙⑯参照	

分類	評価項目	水先教育センター養成計画実施状況報告書の概要	2019年度 評価結果	2020年度 評価結果	学識経験者及び同行委員コメント	資料		
						実施報告書	参考資料一覧	
		<p>レータを使用して実施した。また、東京湾水先区に於いては、新型コロナウイルスの緊急事態宣言を受けて、個別教育の実務修習(乗船実習)を1月8日から2月7日の間、見合わせたため、一級修業生の実習の目標隻数(120隻)を約20隻程度実施できなくなり、SIM訓練を代替として実施した。</p> <p>2) 安全に関する支給品 共通教育の乗下船安全訓練において、パイロットコート、救命胴衣の着用がいかに重要であるかを認識させ、現場の実務修習時の着用を習慣付け、位置表示灯及び笛も併せ携帯するよう指導した。パイロットコートについては移動時の不具合、デザイン、費用等問題点が指摘されているので支給を再検討する予定である。</p>	EA					
				EA	パイロットコートや救命胴衣のデザインを見直す。同時に、帽子も考えるべきである。	P10		
5	養成教育に向けた課題	5.1 指導要領及びシラバスの見直し	指導要領に記載の共通教育及び個別教育における評価についての表現方法、全般における語句・字句等の修正を前年度に引続き行った。カリキュラム時間数の変更は、告示改正が必要となるため引続き関係者で検討することとした。	EA	EA		P10	
		5.2 教育訓練シミュレータの改修	令和2年2月19日に開催された総合事業検討委員会において承認された、操船シミュレータ、ラインハンドリング制御機能パネルは、令和2年6月8日に使用操作を容易にするソフト部分改良を実施した。SIM訓練棟の新型コロナウイルス感染防止対策として要望していた次亜塩素酸空気清浄機2台は令和2年10月16日に納入された。令和2年10月15日開催の総合事業検討委員会に於いて承認された操船シミュレータ機器のレーダーにバーチャルAIS機能追加は令和2年11月25日に、また500DWT小型タンカー、バラスト状態の船型追加は令和2年10月6日に納入された。令和2年12月10日開催の総合事業検討委員会に於いて承認された苦小牧港景観追加、仙台湾の仙台湾・石巻港景観追加・修正是令和3年2月2日に納入され、また、大判スキャナについては令和2年12月24日に納入され、運用を開始し活用平成30年10月12日より本格運用開始・ユーザーへ利用可能を通知(RETシステム閲覧文書フォルダに簡易マニュアルを掲載)したが、入力に関する問合せはあるものの、概ね順調に運用されている。しかし、修業生の訓練評価方法の改善・見直しを検討していることに伴い、RETシステムも見直しを検討する。	EA	EA	新型コロナウイルス感染防止対策を行い、感染者が未だ発生していないことは評価できる。	P10	別紙⑧参照
		5.3 教育訓練記録管理 Management System for Record of Education and Training		EA	EA	RETシステムの見直しを検討していることであるが、よりユーザーフレンドリーなものとなるよう期待したい。	P10	
		5.4 二級進級養成課程カリキュラム見直し	<p>1) 平成26年度より二級進級養成課程を実施しており、今年度まで92名が終了した。</p> <p>2) 二級進級修業生における個別教でのSIM訓練時間(153時間)の見直しの要望が各水先人会から多く寄せられている。二級進級に推薦される三級水先人は、水先業務経験3年以上(法定では2年以上とされている)であり、課されるSIM訓練は、新しい業務範囲となる3万~6万総トンの一般船舶及び危険物積載船に特化して行うべきであるという強い要望である。また、二級進級のSIM訓練時間が、新規二級の126時間より27時間も多いことは、整合性が取れていないのではないかとこの疑問も昨年同様に挙げられている。</p> <p>3) これを踏まえ、カリキュラムの時間数に関する問題を提起し、関係者間において、引続き慎重に協議検討していくこととなった。</p>			進級におけるSIM訓練が時間が、新規のそれと整合性がとれていないことは理解できず、改善する必要がある。	P11	別紙⑫参照
		5.5 水先免許更新講習の充実 平成28年度より海技大学校のみでの開講となり、受講者に対しアンケートを実施している。今年度も全員から回答を得た。主な回答は次のとおり。	<p>1) 当講習は、日常の水先業務をリフレッシュする良い機会であると捉えていること</p> <p>2) 水先業務に直接関連する最新の航海機器に関する情報、簡単なマニュアルを欲していること</p> <p>3) 日常業務で嚮導する船種、船型の船舶による海難事例について、その判例の傾向等を知りたいが、知っていること等が明らかになったが、「初めて知り得た事柄が多くとても参考になった」「知識として持ち合わせていたが誤って理解していた部分が多く参考になった」「今まで持っていた疑問点、不明な点が解消された」と回答したものが約80%いることも踏まえ、これまでのアンケートの結果を基に講義内容やSIM訓練のシナリオの更新を検討し、次年度より内容を一部変更することを検討したい。</p> <p>4) 5大水先区以外の(シミュレータ装置の無い)水先区水先人の受講に対し、アジボットシミュレーションの操作パネルを操作しての訓練を実施して好評であった。次年度も続けていきたい。</p>			参考	P11	別紙⑨参照
		5.6 複数養成課程への対応	<p>1) 一級複数免許取得計画 ここ数年、中小水先区における専属水先人の逼迫により、当該水先区から他水先区への派遣支援要請が著しく増加している。この要請に応えて、五大水先区は勿論、近隣中小水先区水先人の複数免許取得のための養成が急増しており、教育センターとしては、連合会の集計した一級複数免許取得計画に合わせて講座を開講したほか、不測の養成要求にも対応して行けるよう中小水先区のSIM訓練シナリオ、標準操船資料等を整備・準備して対応している。</p> <p>2) 定期開講及び臨時開講 教育センターとしては、水先区要員不足の現状を踏まえ、出来る限り連合会の要請に応えるように努力している。</p>				P12	
		5.7 中小水先区の操船シミュレータ・シナリオの現状	中小水先区の複数養成課程の増加に伴い、該当する水先区のSIM訓練のシナリオが、ここ数年で一挙に増加した。この傾向は今後も続くと予想されるので、新規シナリオも含め整備を行う。					別紙⑬参照
		5.8 一級進級養成課程への対応	一級進級養成課程は平成29年9月に開始されて以来、平成29年度は1期生1名、令和元年度2期生1名、今年度3期生15名、計17名が進級課程を修了した。次年度については、一級進級の養成員数は、五大水先区及び秋田船川、島原海灣、那覇水先区から28名程度の養成員数が予想される。また、今後は毎年多数の養成員数が予想されることからその体制の見直しを検討していきたい。					

分類	評価項目	水先教育センター養成計画実施状況報告書の概要	2019年度 評価結果	2020年度 評価結果	学識経験者及び同行委員コメント	資料	
						実施報告書	参考資料一覧
6 その他	6.1 退学者	1) 東京湾(新規三級・12期生) 令和2年10月31日、本人の進路変更希望から自己都合により退学した。				P12末/P13	
	6.2 休学者	1) 内海(新規一級・13期生) 腰痛により修業困難となり治療に専念するため、令和元年8月23日より休学していたが、令和2年9月23日復学、令和3年1月31日に14期生と共に水先養成課程を修了して実務に就いた。 2) 那覇(新規一級・13期生) 令和元年12月22日、個別教育を終えたが、TOEICの基準点数に達していないため養成課程修了とせず、令和元年12月25日より休学中であったが、TOEIC試験で点数を満たしたので、令和2年10月14日に水先養成課程を修了して実務に就いた。 3) 那覇(新規一級・14期生) 令和2年9月16日、共通教育の過程を終えたが、国家試験(筆記)に不合格のため個別教育に進めず、令和2年9月23日付け休学中である。			できればこのような不合格者や不採用者などを出さない様にすべきと料します。その対策が不十分。水先教育センターの責任でもないことは理解するので、基本対策の検討が必要です。	P13	
	6.3 その他、緊急下船及び水先不就業修業生	1) 三級商船乗船実習生(新規三級・13期生) 令和3年1月10日に近親者死亡の連絡が入り、精神的な動揺が少し見られたため、本船船長および関係船社、海技振興センターとの協議により、世界的なコロナ禍により下船が困難な中ではあったが、関係船社のご尽力で令和3年1月21日SUEZにて無事緊急下船し、下船後に面談の結果、乗船実習を続けたいとの希望を強く持ち、関係船社の了解も得られたため、再度の乗船実習に向け待機中である。 2) 仙台湾(新規一級・14期生) 水先人国家試験に合格し、令和3年1月31日に水先養成課程を修了したが、実務に就くことに不安を感じ、本人の希望で水先免状の申請・水先人会入会を辞退し就業しなかった。				P13	
	6.4 水先法第26条に基づく検査の実施(海事局海事課)	1) 登録水先人養成に関する検査 ・「登録水先人養成施設管理者研修実施規程」及び「登録水先人養成施設講師研修実施規程」に再研修の実施に関する規定が追加されていることを確認した。 ・「水先教育センター運営会議規程」において、運営会議において副管理者(センター長)から管理者(校長)への実施状況を報告する規定が追加されていることを確認した。 ・修了試験が水先区ごとの標準操船要領図の図示等の筆記試験及びシミュレータ試験により行われていることを確認した。 ・海技大学の財務諸表のうち、水先教育センター該当部分の収入や経費支出等を抜粋した明細を作成しており、諸経費の内訳が明確になっていることを確認した。 ・SIM訓練では訓練シナリオ毎に設定された77個の評価項目について、基本訓練終了時など段階ごとに評価が実施され、評価により補修を行うなど、習熟度の確認が適切に行われていることを確認した。 ・シラバスの評価項目の判断基準が統一され、その評価方法が明示されていることを確認した。 2) 登録水先免許更新講習に関する検査 ・「登録水先免許更新講習管理者研修実施規程」及び「登録水先免許更新講習講師研修実施規程」に再研修の実施に関する規定が追加されていることを確認した。 ・「水先教育センター運営会議規程」において、運営会議において副管理者(センター長)から管理者(校長)へ実施状況を報告する規定が追加されていることを確認した。 ・シラバスが作成されており、評価項目の判断基準が統一され、習熟度の確認方法が明示されていることを確認した。 ・海技大学の財務諸表のうち、水先教育センター該当部分の収入や経費支出等を抜粋した明細を作成しており、諸経費の内訳が明確になっていることを確認した。			参考	P13末/P14	
	6.5 新型コロナウイルス対応	1) 1) 新規二級(6期生5名) ・マスクの着用、手洗い、消毒等の対策を行い、3月26日に修了試験を実施し、令和2年3月31日に水先養成課程を修了した。 2) 新規一級(14期生・30名) ・当初4月7日入学予定だったが、同日7都道府県の緊急事態宣言発出に伴い、入学日を延期することになった。 ・4月28日に対応策・方針を決め、5月11日入学扱いとして、対面授業は行わず、在宅にて演習課題を行った。入学日変更に伴い、修業期間が8.5ヶ月のため、関係者と協議の上、当初12月25日修了日だった予定を、令和3年1月31日へ修了日の変更を行った。 ・5月7日、緊急事態宣言解除2週間後の対面授業開始の学校方針により、緊急事態宣言が5月31日まで延長されていたため、6月15日の対面授業開始を決定した。その後、5月25日に緊急事態宣言の全国での解除宣言となったが、急な授業の日程変更に対応できない修業生・講師・教授を考慮して、対面授業の日程変更は行わず、6月15日に開始した。また、コロナ感染予防対策のため、入学式が中止となった。 ・例年6月下旬に行われる国家試験(筆記)を7月下旬に変更要請を行い承認され、7月22日に実施された。結果、筆記試験29名合格(内1名追試合格)となった。 ・令和2年9月23日、共通課程を終えて、筆記試験合格の29名は個別教育に進んだ。筆記試験不合格の1名は、9月23日より休学となった。 ・令和3年1月25日～27日に修了試験を行った。1月27日の修了式も講堂の故障やコロナ感染対策のため中止となったが、29名は修了することができた。			○経験したことの無い事態に直面しながら、適切にかつ、修業や更新講習に可能な限り支障の無い様に、関係各位が様々な工夫と努力で対処されたこと高く評価できる。 ○コロナ禍においても計画通り水先人を養成できたこと、また、毎日の検温やこまめな消毒により、一人の感染者も発生させなかったことは、講師や職員の努力の賜物であり、大いに評価できる。	P15	

分類	評価項目	水先教育センター養成計画実施状況報告書の概要	2019年度 評価結果	2020年 度 評価結果	学識経験者及び同行委員コメント	資料	
						実施報告書	参考資料一覧
		<p>3) 新規二級(7期生3名)新規三級(10期生2名・12期生6名) ・令和2年3月23日、関係者に感染者が居ないこと等の感染状況を検討した結果、マスクの着用、手洗い、消毒等の対策を行うことで感染は防げるとの認識のもと、3月中に予定の残りのSIM訓練を行った。 ・4月以降は自宅待機となったが、5月11日より6月15日の対面授業開始までは、新規一級と同様に対面授業は行わず、在宅にて演習課題を行った。在宅期間が長引いたため、予定していた修業期間ではカリキュラムの修了が難しくなり、一級14期生同様に関係者と協議の上、二級は令和3年3月31日から令和3年4月30日へ、三級は令和3年6月30日から令和3年7月31日へ修了日の変更を行った。 ・一級14期生同様に国家試験(筆記試験)の実施も7月22日となったが、二級、三級共に全員合格した。 ・令和2年9月23日、共通課程を修了し、個別教育へ進んだ。</p> <p>4) 進級一級(3期生15名)、進級二級(7期生2名) ・当初進級一級は9月9日～11月25日、進級二級は9月1日～1月31日の修業期間であったが、新規課程の共通教育修了日が9月16日へ変更になったため、進級課程も修業期間の変更が余儀なくされた。進級一級二級共に9月17日に入学し、進級一級は12月10日、進級二級は令和3年2月19日に修了した。</p> <p>5) 新規三級(11期生(乗船履歴なし6名)新規13期生(乗船履歴あり7名、乗船履歴なし3名)) ・当初13期生の入学式を10月1日に予定していたが、進級二級の共通教育期間が、10月6日までとなったため、10月7日に実施となった。そのため、13期生乗船履歴なし3名の商船乗船実習が同日より開始となった。11期生乗船履歴あり6名及び13期生乗船履歴なし7名についても同日より共通教育実施となった。</p> <p>6) 新規二級(8期生2名) ・コロナ感染拡大防止及び講義時間確保のため、入学式前に在宅にて演習課題を実施した。</p> <p>7) 複数一級(前期6名、後期4名) ・前期課程は緊急事態宣言中で来校不可だったため、SIM訓練を個別教育期間後で実施した。後期についてもシミュレータの稼働状況等により、SIM訓練を個別教育期間後に実施し、前期は7月2日、後期は11月4日に修了した。</p> <p>8) 更新講習 ・5月開催は、緊急事態宣言中で受講者来校自粛等に伴い、関係者と調整の上延期の対応をとった。それに伴い、延期に伴う水先免状の失効期間の延長要請を国土交通省へ行い、承認された。 ・10月～1月にて日程調整を行い、芦屋開催は令和3年1月29日に修了し、横浜開催の更新講習も途中延期しながらも令和3年3月19日に修了した。</p>				P16	
						P17	

(その他評価委員コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・1級水先人になるまでに、海技免許1級を取得できるように、水先業務における海技資格の履歴認定、乗船履歴の認定を可能にしてはどうか。 ・操船シミュレーターを整備することに関して、オイルダンパーを装備し、船橋空間を動かすことにより、臨場感を持つ現実の揺れや振動を実感できるシステムを構築する構想を持つべきである。 ・デジタル化に対応する人材を育成することは不可欠である。 ・現在は、修業生の出身母体が多様になっているため、採用時の面接時点で厳しく選別する体制をとるか、教育制度として、決められた期限内で習得困難なものについては、共通教育の段階で、進路変更を行える機会を設定するか、退学勧奨制度を設けることを考える。 ・オンデマンド方式およびe-learningによる教育と評価のシステムを確立させる必要がある。 ・ITコンサルタント人材が今後は必要。 ・海技教育機構の組織上、養成支援願いが水先人養成に関する総合事業検討委員会の開催時期に間に合わない場合には、軽微な案件や日常業務の慣習的な案件については、水先教育センター長名による養成支援願を認めることにする。 ・様々な修業生が混在しているため、水先養成教育に関する修業生のアンケート調査の結果について、できるだけ役立てる様に取組むべき。 ・水産系大学出身者への対応がこれからは必要になる。漁船の乗組員および海上自衛隊出身者への対応も考えねばならない。水先人会の組織としての多様性が生かせるようになれば良いが、取組みは難しい問題といえる。 ・教材についての見直しや最新内容の対応など、教材の作成と提供には常に対応が必要。 ・教育訓練記録管理(RETシステム)については、修業生の訓練評価方法をどの様に改善するか、見直しを検討することが課題となる。修業生の資質と能力、適性などの判断を的確にする材料にできるものが求められる。 ・VR(Virtual Reality:仮想現実)、AR(Augmented Reality:拡張現実)、MR(Mixed Reality:複合現実)を活用した効率的な教育訓練のシステムを構築することを考える。 ・コロナ対応は過去の経験もマニュアルもなく、臨機応変かつ即時即応の対応が求められたと思料するが、修業に支障のないよう、かつ講師、修業生ともに感染者もなく、極めて適切に対応されたと思料する。関係各位の多大なご努力を大いに評価したい。 ・様々な経歴を持つ修業生が増えており、画一的な修業が適さなくなっている部分もあるとの現場の声を聞いている。カリキュラムにもかかる問題で、国土交通省との調整も要する難しい問題であり、日々の修業対応との両立は困難を要することは理解しているが、現場の声も踏まえた改善について、不断の努力を期待する。 ・乗船実習中の下船や、修業途中での退学、更に修了後の進路変更などが散見された年度であった。様々な修業生がいる以上、不可避ではあると理解するが、修業生の適性を早期に見極め、適切な進路指導等に引続き努められるよう期待する。 ・RETシステムも定着してきているようであり、更に改善も検討されているようであるが、便利な反面、多数の関係者がアクセスし、かつ発信もされており、しかも個人情報に関わる重要な情報も多々含まれているので、セキュリティの向上については、引続き強く留意されたい。 	